

# MAC通信

人と企業のトータルブローン

令和 2 年 10 月 29 日 第 116 号

㈱ マ ッ ク ブ レ ー ン  
M A C 税 理 士 法 人  
M A C 社 労 士 事 務 所  
TEL 06-6359-8812  
FAX 06-6359-8799  
HP <http://www.mac-8812.co.jp>  
E-mail jimusyo@mac-8812.co.jp

<NN生命>

契約者貸付の特別取扱いが再延長

## 1. 契約者貸付（新規貸付）の特別取扱いの再延長について

契約者貸付（新規貸付）の利率引き下げによる利息免除の取扱い期間を再延長いたします。

なお、既に令和二年新型コロナウイルス感染症による特別取扱いを適用しているお客さまにつきましても、特別金利適用期間を令和2年（2020年）12月31日から令和3年（2021年）6月30日へ延長いたします。

対象契約者	全ご契約者（法人および個人） （ただし、変額保険・変額年金保険・一時払変額年金保険を除く）
金利	年利 0.0%
上記金利適用金額	契約者貸付限度額まで
特別金利適用期間 （※）	令和3年（2021年）6月30日まで
受付期間	令和3年（2021年）3月31日（当社書類到着分）まで

（※）開始日については、令和2年（2020年）2月18日に遡及して適用いたします。

当グループにお力加入をされた方にはお気軽に  
ご相談下さい。